







3 前二項の規定によつて質問又は診断を行なう当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。  
 (資料の提供等)

**第三十条** 都道府県知事等は、手当の支給に関する処分に關し必要があると認めるときは、受給資格者、当該児童若しくは受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該児童若しくは当該児童の父若しくは母に対する公的年金給付の支給状況につき、官公署、日本年金機構、法律によつて組織された共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。  
 (手当の支払の調整)

**第三十一条** 手当を支給すべきでないにもかかわらず、手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた手当は、その後に支払うべき手当の内払とみなすことができる。第十二条第一項の規定によりすでに支給を受けた手当に相当する金額の全部又は一部を返還すべき場合におけるその返還すべき金額及び手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の手当が支払われた場合は、改定する当該手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

**第三十二条** この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令で定める。この法律に特別の規定があるもの(町村長が行う事務等)が行うこととすることができる。

**第三十三条** 手当の支給に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、町村長(福祉事務所を管理する町村長を除く)が行うこととする。

2 都道府県知事等は、手当の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政機関の長に限り、委任することができる。  
 (町村の一一部事務組合等)

**第三十三条の二** 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、こ

の法律の規定の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村に對し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は受給資格者、当該児童若しくは受給資格者の配偶者若しくは扶養義務者の資産若しくは収入の状況又は受給資格者、当該児童若しくは当該児童の父若しくは母に対する公的年金給付の支給状況につき、官公署、日本年金機構、法律によつて組織された共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

(手当の支払の調整)

**第三十四条** この法律に基づき政令を制定し、又

は改廃する場合においては、政令で、その制定

又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲

内において、所要の経過措置を定めることができる。

(罰則)

**第三十五条** 偽りその他不正の手段により手当を

受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下

の罰金に處する。ただし、刑法(明治四十年法

律第四十五号)に正条があるときは、刑法によ

る。

**第三十六条** 第二十八条第二項の規定に違反して

届出をしなかつた戸籍法の規定による死亡の届

出義務者は、十万円以下の過料に處する。

(施行期日)

**附 則** (昭和三七年五月一六日法律第一

八号)抄

この法律は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和三七年五月一〇日法律第一

一五号)抄

この法律は、昭和三十七年五月一日から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月一五日法律第一

六一号)抄

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

二号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月一五日法律第一

六一号)抄

この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十一月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

二号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

三号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

四号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

五号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

六号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

七号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

八号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

九号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

十号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

十一号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

十二号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

十三号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

十四号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

十五号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

十六号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

十七号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

十八号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

十九号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

二十号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

二十一号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

二十二号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

二十三号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

二十四号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

二十五号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

二十六号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

二十七号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

二十八号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

二十九号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

三十号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

三十一号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

三十二号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

三十三号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

三十四号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。

**附 則** (昭和三七年九月八日法律第一

三十五号)抄

この法律は、昭和三十七年九月八日から施行する。

**第一条** この法律は、昭和三十七年十二月一日

(以下「施行日」という。)から施行する。









<p><b>第二百五十二条</b> 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><b>附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄</b></p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>（第一条） <b>附 則（平成一三年七月四日法律第一〇号）抄</b></p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公布の日から施行する。</p> <p><b>附 則（平成一一年六月七日法律第一一号）抄</b></p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成十四年四月一日から施行する。</p> <p><b>（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）</b></p> <p><b>第一百二十四条</b> 移行農林共済年金及び移行農林年金は、児童扶養手当法の適用については、同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。</p> <p><b>（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><b>附 則（平成一四年七月三一日法律第九八号）抄</b></p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><b>（罰則に関する経過措置）</b></p> <p><b>第三十八条</b> 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を除く。</p>
---

<p>有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p><b>第三十九条</b> この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。</p> <p><b>附 則（平成一四年一月二九日法律第一一九号）抄</b></p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成十五年四月一日から施行する。</p> <p><b>（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）</b></p> <p><b>第三条</b> この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の児童扶養手当法（次条において「旧法」という。）第六条第二項に該当する者については、同項の規定は、なお効力を有する。</p> <p><b>第四条</b> この法律の施行の際現に旧法第六条の規定による認定を受けている者又は旧法の規定による手当の支給要件に該当する者であつて、この法律の施行前に同条第一項の規定による認定の請求をしてこの法律の施行の日以後に第二条の規定による改正後の児童扶養手当法（以下この項及び次項において「新法」という。）第六条の規定による認定を受けたものに対する児童扶養手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して七年を経過したとき（第六条第一項の規定による認定の請求をした日において三歳未満の児童を監護する受給資格者については、当該児童が三歳に達したとき（同日において三歳未満の児童を監護する受給資格者については、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算する受給資格者については、当該児童が三歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して五年を経過したとき」とあるのは、五年を経過したとき」とする。</p> <p><b>附 則（平成一六年三月三一日法律第一一一号）抄</b></p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成十六年四月一日から施行する。</p> <p><b>（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）</b></p> <p><b>第二条</b> この法律による改正後の規定は、平成十六年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担及び平成十五年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される國又は都道府県の負担を除く。）</p> <p><b>附 則（平成一六年一二月三一日法律第一五三号）抄</b></p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成十七年一月一日から施行する。</p> <p><b>（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。</p> <p><b>（罰則に関する経過措置）</b></p> <p><b>第一百七十七条</b> この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十三条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為及び附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四十条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>
---

<p>（政令への委任）</p> <p><b>第五条</b> 前三条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。（検討）</p> <p><b>第六条</b> 政府は、この法律の施行の状況を勘案し、母子家庭等の児童の福祉の増進を図る観点から、母子家庭等の児童の親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p><b>附 則（平成一六年三月三一日法律第二一号）抄</b></p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成十六年四月一日から施行する。</p> <p><b>（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成十六年四月一日から施行する。</p> <p><b>（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）</b></p> <p><b>第二条</b> この法律による改正後の規定は、平成十六年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担及び平成十五年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される國又は都道府県の負担を除く。）</p> <p><b>附 則（平成一八年二月一〇日法律第一二号）抄</b></p> <p>（施行期日）</p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p><b>（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）</b></p> <p><b>第二十二条</b> 附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二条第一項の互年年金並びに附則第七条第一項の普通退職年金、附則第十一条第一項の公務傷病年金及び附則第十二条第一項の遺族扶助年金は、児童扶養手当法の適用については、前条の規定による改正後の同法第三条第二項に規定する公的年金給付とみなす。</p> <p><b>（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）</b></p> <p><b>第一条</b> この法律は、平成十八年四月一日から施行する。</p> <p><b>（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）</b></p> <p><b>第二条</b> この法律による改正後の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国、都道府県若しくは市町村（特別区を含む。以下同じ。）の負担（平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される國、都道府県又は市町村の負担を除く）</p>
---







いて同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

**第一百七十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

**附 則 (令和二年六月五日法律第四〇号)抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中国民年金法第八十七条第三項の改正規定、第四条中厚生年金保険法第二百条の三の改正規定、同法第二百条の十第一項の改正規定(同項第十号の改正規定を除く)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く)、第二十条の規定、第十一条の規定(第五号に掲げる改正規定を除く)、第十二条の規定(第六号に掲げる改正規定を除く)、第十三条の規定(同号に掲げる改正規定を除く)、第二十一条中確定給付企業年金法第三十六条第二項第一号の改正規定、第二十一条中確定拠出年金法第四十八条の三、第七十三条及び第八十九条第一項第三号の改正規定、第二十四条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十八条第三項の表改正後確定拠出年金法第四十八条の二の項及び第四十条第八項の改正規定、第二十九条中健康保険法附則第五条の四、第五条の六及び第五条の七の改正規定、次条第二項から第五項まで及び附則第十一条の規定、附則第四十二条中国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)、次号及び附則第四十二条から第四十五条までにおいて「昭和六十年国民年金等改正法」という)、附則第十一条及び第六十四条の改正規定、附則第五十五条被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。)附則第二十三条第三項、第三十六条第六項、第六十条第六項及び第八十五条の支給に関し、児童扶養手当法第十三条の三の

改正規定、附則第五十六条の規定、附則第九十五条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)別表第二の百七の改正規定並びに附則第九十七条の規定

二 及び三 略

**四 第十四条及び附則第十三条の規定 令和三年三月一日**

(検討)

二 及び三 略

**四 第十四条及び附則第十三条の規定 令和三年三月一日**

(検討)

**第二条** 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘査し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るためにの改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第二十号)第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化その他必要な事項(次項及び第四項に定める事項を除く)について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

**第十三条** 次の各号に掲げる者が、令和三年六月三十日までの間に児童扶養手当法第六条の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童扶養手当の支給は、同法第七条第一項の規定にかかるわらず、当該各号に定める月から始める。

一 令和三年三月一日において現に児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給要件に該当している者(同日において当該支給要件に該当するに至つた者を除く)であつて第十四条の規定による改正後の児童扶養手当法

の間に児童扶養手当の支給要件に該当するに至つた者であつて障害基礎年金等を受けているもの。その者が当該認定の請求に係る児童扶養手当の支給要件に該当するに至つた日又は障害基礎年金等の受給権を有するに至つた日のいずれか遅い日の属する月の翌月

二 前項第一号に掲げる者に対する児童扶養手当の支給に関し、児童扶養手当法第十三条の三の

規定を適用する場合においては、同条第一項中の「手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の初日」とあるのは、「令和三年三月一日」とする。

三 令和三年二月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

**第四十一条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行後にした行為及びこの法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

**第五十七条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

**附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

**附 則 (令和四年六月二二日法律第七六号)抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、二ども家庭庁設置法(令和四年法律第七十五号)の施行の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

**附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号)抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、二ども家庭庁設置法(昭和二十三年法律第二百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第二十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(命令の効力に関する経過措置)

**第九十七条** 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第二十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号)抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(政令への委任)

**第九条** 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号)抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、二ども家庭庁設置法(令和四年法律第七十六号)の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第七十六号)の施行の日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

**第一条** この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ど

定により相当の国の機関に對してされた申請、届出その他の行為とみなす。

二 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に對してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるものとみなす。

三 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に對して申請、届出その他の手続をした行為は、法令に別段の定めがあるものとみなす。

四 その他の手続がされないものについては、法令に別段の定めがあるものとみなす。

五 その他の手續がされないものとみなす。

六 その他の手續がされないものとみなす。

七 その他の手續がされないものとみなす。

八 その他の手續がされないものとみなす。

九 その他の手續がされないものとみなす。

十 その他の手續がされないものとみなす。

十一 その他の手續がされないものとみなす。

十二 その他の手續がされないものとみなす。

十三 その他の手續がされないものとみなす。

十四 その他の手續がされないものとみなす。

十五 その他の手續がされないものとみなす。

十六 その他の手續がされないものとみなす。

十七 その他の手續がされないものとみなす。

十八 その他の手續がされないものとみなす。

十九 その他の手續がされないものとみなす。

二十 その他の手續がされないものとみなす。

二十一 その他の手續がされないものとみなす。

二十二 その他の手續がされないものとみなす。

二十三 その他の手續がされないものとみなす。

二十四 その他の手續がされないものとみなす。

二十五 その他の手續がされないものとみなす。

二十六 その他の手續がされないものとみなす。

二十七 その他の手續がされないものとみなす。

二十八 その他の手續がされないものとみなす。

二十九 その他の手續がされないものとみなす。

三十 その他の手續がされないものとみなす。

三十一 その他の手續がされないものとみなす。

三十二 その他の手續がされないものとみなす。

三十三 その他の手續がされないものとみなす。

も・子育て支援法の一部を改正する法律附則

第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

二 略

三 第十条及び附則第十一条の規定 令和六年十一月一日

（児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置）

**第十一条** 第十条の規定による改正後の児童扶養手当法第五条第二項及び第五条の二第二項の規定は、令和六年十一月以降の月分の児童扶養手当の支給について適用し、同年十月以前の月分の児童扶養手当の支給については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

**第四十五条** この法律（附則第一条第四号から第六号までに掲げる規定については、当該規定以下この条において同じ。）の施行前にした行為及び附則第十二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

**第四十六条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

**第四十八条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、少子化の進展に対処するための子ども及び子育ての支援に関する施策の在り方について、加速化プラン実施施策の実施状況及びその効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。